

資料 2

令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー商品造成・販売業務 業 務 仕 様 書 (案)

この「業務仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県(以下「委託者」という。)が実施する「令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー商品造成・販売業務」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとするもの(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 事業目的

酒造会社が集積する盛岡広域エリアにおいて、地域特性を訴求するコンテンツである地域資源の酒類を生かした酒蔵ツーリズムを推進し、市場規模の大きい大都市圏からの観光客の周遊旅行により地域経済の活性化を図るため原産地の観光資源(食や歴史文化等)や酒づくり文化を楽しむ「酒蔵めぐりツアー」の商品化を促進するもの。

(2) 委託業務名

「令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー」商品造成・販売業務

(3) 委託期間

契約日～令和6年3月15日

(4) 委託上限額

420千円(税込)(広告料相当額)

2 委託業務内容

(1) 旅行商品の造成

盛岡広域エリアを中心とした酒づくり文化に地域の観光資源(食や歴史文化等)を盛り込んだ旅行商品の造成、販売及び催行について提案すること。

(2) 旅行商品企画造成

ア 旅行商品企画造成本数

2本以上(募集人数20人以上、2泊3日を基本とする)

イ 商品内容

次のエリアに立地する酒造会社の訪問を中心とし、酒類に精通した案内人（きき酒師、ソムリエ等、有資格者でなくとも可）を必要に応じて添乗させるものとする。

- ・ 対象エリア：盛岡広域エリア（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）及び隣接エリア（宮古市、花巻市、二戸市、岩泉町）
- ・ 想定対象酒造会社：別紙のとおり

ウ 実施期間

業務委託契約日から令和6年3月15日まで。

エ 発着地及び目的地

首都圏、中京圏、関西圏及び福岡県のいずれかを発着地とし、2（2）イの対象エリアを主な目的地とする。

オ 行程

- ・ 旅行商品ごとに、2箇所以上の酒造会社（うち1箇所以上は盛岡広域エリア内）を訪問する行程とすること。
- ・ 旅行商品企画には、地域の食や歴史文化のほか、季節の体験型コンテンツ、まつり及びイベント等を組み入れることは差し支えないこと。
- ・ 造成する複数の旅行商品の実施時期が異なる場合は、同一行程でも差支えないものとする。
- ・ 対象エリア及び想定酒造会社以外の酒造会社を行程に盛り込む場合は、委託者と協議するものとする。

(3) 販売について

(2)で造成した旅行商品を販売すること。旅行商品の販売告知及び広報を行うこととし、具体的な周知方法については提案によるものとする。

販売に際し、国や自治体を実施する旅行商品の造成販売に対する補助事業との併用については、別途委託者と協議することとする。

(4) アンケートの実施及び集計・分析

参加者及び立寄り施設に旅行商品、旅行行程及び立寄り施設の評価についてアンケートを実施し、その結果を報告すること。

3 事業実績報告

この事業が終了した後、令和6年3月15日（金）までに、事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、提出すること。

4 契約に関する条件等

(1) 再委託の制限等

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）等、必要事項を委託者に対して書面で報告しなければならないこと。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 委託者は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 委託者は、(1)イにより再委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、委託者に対して書面により通知しなければならないこと。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならないこと。契約終了後も同様であること。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならないこと。

5 その他

業務の実施に当たり、受託者は、事前に実施計画書（実施時期、場所、内容を記載したもの。様式任意）を作成の上、委託者に提出すること。

[別紙]

〈想定酒造会社一覧〉

酒造事業者名	市町村名
《盛岡広域エリア》	
(株)あさ開	盛岡市
(株)桜顔酒造	
(株)ベアレン醸造所	
(株)ベアレン醸造所 菜園マイクロブルワリーwith kitchen	
(株)わしの尾	八幡平市
(株)太極舎 暁ブルワリー八幡平ファクトリー	
菊の司酒造(株)	雫石町
(株)岩手くずまきワイン	葛巻町
(株)紫波酒造店	紫波町
(有)月の輪酒造店	
(株)紫波フルーツパーク	
《隣接エリア》	
泉金酒造株式会社	岩泉町
株式会社菱屋酒造店	宮古市
株式会社南部美人	二戸市
株式会社エーデルワイン	花巻市